

平成 24 年 天草市農業委員会第 5 回総会議事録

平成 24 年 5 月 25 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（33 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	2 番	滝下清三郎	君
3 番	川崎眞志男	君	4 番		
5 番	梅本 秀幸	君	6 番	福本 富人	君
7 番	佐々木碩哉	君	8 番	稲田 秀敏	君
9 番	鶴田 雄士	君	10 番	元島 正則	君
11 番	松岡 健吾	君	12 番	-	
13 番	松本カツエ	君	14 番	山本 友保	君
15 番	森岡 一正	君	16 番	大塚 宏	
17 番	松川 兼光	君	18 番	倉田 喜一	君
19 番	川口 直	君	20 番	原田 康盛	君
21 番	山本 隆久	君	22 番	浦上 廣幸	君
23 番			24 番	山田 昭則	君
25 番	川峯 正美	君	26 番	佐藤 駿二	君
27 番	池田 裕之	君	28 番	川原 昭雄	君
29 番	前田 達也	君	30 番		
31 番	江良 邦勝	君	32 番	落合 正實	君
33 番	宮崎 義一	君	34 番	椎場 次穂	君
35 番	松原 高弘	君	36 番	小堀田幸一	君
37 番	戸谷 泰典	君	38 番		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（4 名）

4 番	坂上 眞守	君	23 番	平岡 秀樹	君
30 番	小松 信男	君	38 番	森本 文隆	君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	局長補佐	中村 政一
参 事	藤崎 眞二	参 事	吉田 直哉
主 査	寺澤 大介		

4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 22 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 24 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 6 議第 25 号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の除外申請について
- 日程第 7 議第 26 号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の編入申請について
- 日程第 8 議第 27 号 天草市農地移動適正化あっせん基準の一部改正について
- 日程第 9 議第 28 号 くまもと農業バックアップ大作戦の目標及び活動計画について
- 日程第 10 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

事務局（森内健二君） 皆さん、こんにちは。あいにくの雨になりましたけれども、ご出席いただきありがとうございます。ただいまから平成 24 年第 5 回総会を開会致します。初めに鬼塚会長からご挨拶をお願いします。

会長（鬼塚猛清君） 皆さん、こんにちは。今日は働くには、丁度いい雨の降り方ではなからうかなと思っておりますけれども、皆さん方、足元の悪い中にお集まりいただきまして、ありがたく思っております。

この前、去る 14、15 日の 2 日間、県下の農業委員会の都市協議会がございまして、本年度の開催地が天草市ということで、お手伝いさせていただきました。その内容につきましては、ほとんどが農業委員会の事務的な話であるわけでございますけれども、その事務を遂行する中で、悩みなり、色々なことがございまして、それを議題として全員で討議するというシステムでございます。2 日目は天草市が耕作放棄地、また高齢化対策としてオリーブを農業振興課が進めておりますが、そのオリーブ園、九電工が取り組んでいる五和町のオリーブ園の見学と天草の歴史には欠かせないキリシタンということで、キリシタン館の見学を計画致しました。本当にその間には事務局、局長をはじめ事務局の人たちにも本当に大変ご迷惑をお掛けし、また協力いただいたことにつきまして、厚くお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

そしてまた、23 日にはくまもとバックアップ大作戦の計画の案の作成にリーダーの方にお集まりいただいたわけでございますけれども、あいにく、自分は楠浦営農組合に麦刈りを頼まれていた関係で、出席できなくて申し訳なく思っております。

それと、本日皆さん方の前に全国農業新聞がありますけれども、この農の雇用事業とあわせた育成というようなことが一面に載っております。昨年も、国の事業でございましたけれども、耕作放棄地が増えているので、とにかく新規就農者を見出せないかということで、事業を進めてきております。本市でも昨年 12、3 名の希望者がございまして、就農したものが 3 名か 4 名位でございます。年間 150 万円補助を頂くというようなことが表に出すぎてはいますが、本当に就農する人は全国あわせても本当に少ないんじゃないかなと思っております。ここに掲載されていることは、1 人でも新規就農者が増えてくれればという依頼でございます。

そして、本市も今年から単独で研修制度を設けております。今度の場合は、途中で農業をやめた場合は、全額返納という制度でございます。私も選考委員になっておりますけれども、面接が難しいと思います。今度の場合は、5 名でございますので、この 5 名の選ばれた方は、真剣に就農されるものと確信しているわけでございます。まとまりのないお話

になりましたけれども、我々も天草内で少しでも、1人でも2人でも就農者数が増えることを願っております。

事務局（森内健二君） 本日は4名の委員の方から欠席の届けが出ておりますが、総会は成立しております。

それでは、以降の議事の進行は会長にお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） それでは、27番池田裕之委員、33番宮崎義一委員を指名致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第2、議第21号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

それでは、事務局より各申請案件について一括して説明をお願いします。

事務局（寺澤大介君） お手元の資料の、 をご覧ください。1番について説明します。本渡町の譲受人は、神奈川県横浜市の譲渡人より本渡町の畑1,477㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を作付けされる計画です。

事務局（藤崎眞二君） 2番について説明します。有明町の譲受人は、兵庫県神戸市の譲渡人より、有明町の畑360㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはみかんを栽培される計画です。

事務局（吉田直哉君） 3番について説明します。河浦町の譲受人は農業生産法人として、河浦町の譲渡人より、河浦町の畑80,545㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は全て昨年9月、当事者間で利用権を設定された畑であり、筍、オリーブ、ボタンボウフウが栽培されております。

事務局（吉田直哉君） 4番について説明します。河浦町の譲受人は河浦町の譲渡人より、河浦町の畑30,857㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は全て昨年9月、当事者間で利用権を設定された畑であり、芝草地として肉用牛を放牧さ

れています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） それでは1番について担当委員より説明をお願いします。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。1番について説明致します。場所は本渡町本戸馬場の農業試験所の近くになります。譲渡人は横浜市在住で農地の管理はできず、また、将来天草に帰ってくる見込みがないため、現在耕作をお願いしてあります譲渡人へ売買により譲渡されます。申請地は、譲受人の農地、宅地と隣接しております。家族で農業に取り組んでおられ、特に問題はないかと思われまますので、よろしくご審議お願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました、1番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは、2番について、担当委員より説明をお願いいたします。

24番（山田昭則君） 24番、山田です。2番について説明いたします。譲渡人は元々有明町赤崎出身ですが、現在は兵庫県にお住まいでございます。農地を有明町赤崎に持っておられるわけですが、こちらに帰る予定はないということで、すべての農地を売りたい、手放したいということで、相談がっております。申請地は譲受人の農地に隣接しております、この農地を引き受けるということで、売買が成立致しました。譲受人は認定農業者でもありまして、みかんを栽培されておりますので、なんら問題はないと思えますけれども、よろしくお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは3番について、担当委員より説明をお願いいたします。

16番（大塚宏君） 16番、大塚です。3番について説明を致します。ここは昨年、利用権の設定をこの総会に諮った場所でございます。河浦町の羊角湾事業で最初に開いたところ

でございます。それからみかん山をする人がおりませんでしたので、土地を売買して、撤退をいたしました。その後の農地でございます。ですから、そのまま手をつけていないところに、20年位の雑木が立っとなんじやないかという感覚で見参りました。この現地は昨年、開墾の最中に見に行ったわけでございます。今度は21日に見に行きまして、丁度小雨が降っておりました。現地もオリーブを植えてありますし、孟宗竹を植えてありますし、簡単に申しますと、一目瞭然というごたる感じで。広い場所ではございますけれども、見渡せたということで、オリーブ畑を耕運機で耕していらっしやったということで、よく手入れをされてございました。ボタンボウフウの苗をいっぱいポットに仕立てた現場を見て参りました。ですから、これは非常によく管理をしてございましたので、なんら問題はないと思います。

次も説明よかでしょうか。

議長（鬼塚猛清君） よかです。

16番（大塚宏君） 放牧地の方もですね、オリーブ畑に開墾する時に、一緒に開墾をしてございまして、2m位の傾斜の畑ですけれども、それに牧草を蒔いて牛を放牧すると。ここも非常に立派に手入れをされてございました。地主さんも、牛を何十頭か、30頭くらい飼っていらっしやると言うわけですが、非常にがんばっていらっしやるので、ここもなんら問題ないと見て参りました。よろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただいま、3番、4番の説明がありましたけれども、まず3番の方から審議していただきたいと思います。ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はございませんか。

20番（原田健君） 20番、倉岳の原田です。ただいま、河浦の大塚委員から丁寧な説明がありましたけれども、確認をしたいと思います。これはなにかの事業で開発された場所だと思いますけれども、あまりにもですね、畑としてですけれど、規模が広い所有権移転ですね。後はあの、譲受人が株式会社ですかね、これを買って後はどういう方針ですのかですね。今考えられるのは、農地を買って開発して宅地とか何かにしやせんだろうか、という心配も出てくるわけですね。そういうところを聞きたいと思いますが、よかですか。

16番（大塚宏君） 家なんかと申しまして、山の頂上付近ですから、その辺はそんなに心配ないんじゃないかと思えます。以上でございます。

議長（鬼塚猛清君） 今度あがったのは3条でございますし、家の心配な時にはまた転用申請が出ると思えます。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。これだけの広範囲なので、野菜だけじゃと思うわ

けですよ。

27 番（池田裕之君） 羊角湾の開発事業についてですね、羊角湾の土地改良区の理事長を私がしております。実は羊角湾の事業が終わりましたから、もう大分経ちますけれども、賦課金について平成 15 年から 23 年度までとってきたわけですね。ところが、参入しとられました業者が、途中でやめていかれましたもんですから、今、荒廃地になっとるわけですよ。ずっと、賦課金も取れんと。その未収金がえらいたまっとるもんですけん、熊本県から何とかせろて言うて毎日のごて言われよりましたので、あとの作付けをできる方を探しよったです。その時に丁度、熊本県も企業の農業参入ということで、建設業界にすすめてまいりましたので、その中で今回、企業の農業参入を取り組んでいただいた、ということでございます。ご心配頂くようにですね、家の建つごたところじゃありませんので。ただ今丁度、ボタンボウフウのほうが目立っておりまして、粉にしての用法があるということが1つと、天草市が是非オリーブを植えてほしいということで、そういう行政からの指導も併せて、こちらからお願いした面もありますので、どうぞよろしくお願ひします。

20 番（原田康盛君） 20 番、原田です。詳しい説明がありましたけれども、農地がですね、こうやって法人なんかにいけば先がどがんか分からんもんですけん、そういうところを聞きたかったわけです。どうもありがとうございました。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 他にございませんか。

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは、4 番について審議いたします。4 番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第 3、議第 22 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） お手元の資料の 、 、 をご覧ください。1 番について説明します。太田町の申請人は貸駐車場とするため、太田町の畑 762 m²を転用したいというもの

です。既に駐車場として利用してあるため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、農地区分は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

9番（鶴田雄士君） 9番、鶴田です。1番について説明致します。資料 の1ページと2ページを見てください。場所は太田町の南東に位置する国道沿いでございます、貸駐車場にしたいということでございます。ここはもう、実際に駐車場になっておりまして、始末書がついております。周囲はほとんど建物でございます、問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました1番の件につきまして、質疑はございませんか。

28番（川原昭雄君） 28番、川原でございますが、我々は、今日は、農地を認定する上での審議でございますが、その前に、資料 を見てみますと、既に雑種地になっておりまして、天草市の税務はここをどう見てきたのか、お聞きをいたしたいと思います。

議長（鬼塚猛清君） 事務局。説明をお願い致します。

事務局（中村政一君） まとめということでしたので、担当ではなく、私の方からご回答をさせていただきます。農地法の転用申請の中で始末書付きであがってくる案件については、税務課の方の現況の地目認定というのが宅地に変わってたり、雑種地に変わってたりする案件と、そして、農地のままの課税がされた案件が混在していきます。税務課の方の現況の地目というのはですね、税務課が認定の権限を持っておりますので、法務局の登記とか、あるいは農業委員会の審査に関係なく地目認定することになっております。普通にはですね、こういった形の現況になっているかっていうのは、個人情報もありますので、お答えは、差し控えさせていただきたい、と思います。いずれにしても、現況の地目がどうなっていくと、台帳地目が農地である限り、農業委員会の審査を経なくては、地目変更登記はできない、ということですので、その辺をご理解いただいて、審議をお願いしたいと思います。

28番（川原昭雄君） ところがですね、我々は農業委員に関係しているのですが、市民からいたしますと、矛盾があると。税収が伸び悩んでいるのではないのかと。あるいは地目が宅地に既になっているのに、利用しているのに、なんで税務課はそういうおかしなことをしているのか、という風な思いがあるわけですから。これは、アドバイスじゃないんですが、やっぱり、税務課もそこらの全筆調査をすべきじゃないのかなと。これは何も、市

会議員じゃないもんですから、そう深くは考えとる人もいないかと思いますが、しかしそれは、そうした矛盾点があるわけですから、やっぱり農業委員会として今後もずっと出てくるからには、やっぱりちかっとした税収の流れ、あるいは、4月から5月にかけては、固定資産税について一筆一筆に農家から出てきているわけでございますので1つ、何かの機会があった時には、会長をもって話し合いをすべきではないのかな、と思うわけでございます。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 無断転用の場合、やはり税務課は見に来るわけですね。税務課は税務課で1つでも、1円でも2円でもとろうとろうと考えている。やはりもう、増築した場合でも必ず目に付くところはですね、調べに来ます。だまっとったっちゃ。やはり、公道から離れた見えにくい所はですね、やはりなかなか税務課も気づかないとは思いますが、そのことで事務局も税務課の人も一生懸命になっておるとは思うんですけど、そういうことがあったということを、事務局の方から税務課にも言っておいてください。お願いします。そういうことでよろしいですか。

28番（川原昭雄君） はい。

議長（鬼塚猛清君） ほかに質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。下浦町の申請人は資材置場及び作業場とするため、下浦町の田548㎡を転用したいというものです。既に一部資材置場として利用しているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

11番（松岡健吾君） 11番、松岡です。申請地は本渡東中学校の下になりまして、その申請地というのが、本渡東中学校の排水は全て、下の方の田んぼには流れずに、全部海に流すということで、改めて大きな側溝を作っております。海に流れるように作っておりますけれども、申請地の田んぼの横を通ってるわけですよ。申請人は石材店を営んでおりまして、4日前伺った時も石を切っておられました。原石や荒石を一部置いてありましたので、

始末書を書かれております。そして、そこに行くには、小さな橋は作ってあるのですが、反対側の畑の人に了解を得て、その畑から申請地へ行くようにしておられます。畑でありますので、今回5条申請をしてあります。田んぼは作れる状態じゃございません。よろしく審議のほどをお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました2番の件につきまして、質疑はございませんか。

20番（原田康盛君） 20番、倉岳の原田です。ただいま地元の松岡委員から詳しい説明がありましたけれども、ここは近隣を見てもみると、ほとんどが荒地で何も耕作はすることはなかっでしょうか、もう少し説明していただけたらと思います。

11番（松岡健吾君） 今、原田委員から質問がありましたけれども、前の荒地の畑もですね、先祖の土地を娘さん達が相続しとるわけですよ、もう。畑じゃないような藪の所も一部、5条で申請しておられます。

20番（原田康盛君） 判りました。

議長（鬼塚猛清君） 他にございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に3番について事務局より説明をお願いします。

事務局（吉田直哉君） 3番について説明します。五和町の申請人は宅地を拡張するため、五和町の畑121㎡を転用したいというものです。申請地は申請人の住居に隣接し、既に増築し農業用倉庫を建築しているため、始末書が添付されています。

資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

7番（佐々木碩哉君） 7番、佐々木です。3番について説明致します。この場所は、五和町城河原の県道より、800m位山手に入ったところでございます。ここの家族は、息子さんが奥さんをもらう時にですね、増築をされておるわけですが、ずっと一緒に、大工さんでございまして、作業小屋を作っておられます。この場所ですがこの写真を見ていただくと分かりますように、家のすぐ上手は山になっております。木が植わったところの下は、一応畑となっておりますが、今現在は宅地でございます。家のすぐ下は田んぼがあるわけで

すが、ここは日当たりがいいところでございます、周りの同意書も頂いておりました、また、区長さんの同意書も頂いておりますので、別に問題はないと思いますので、よろしくお願ひ致します。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がございました、3番の件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に4番の件について、事務局より説明をお願い致します。

事務局（藤崎眞二君） 4番について説明します。栖本町の申請人は、植林し山林とするため、栖本町の畑9,491㎡を転用したいというものです。既に植林されているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

29番（前田達也君） 29番、前田です。この申請の場所はですね、栖本町の栖本支所から内田地区方面、山手の方ですね。今回の申請は、みかん園を経営されておりましたけれども、体力的にもみかん園を経営することが困難となられたようで、植林をして山林として管理をしたいということで、申請されました。既に植林がなされておりますので、始末書が添付してございます。現地を確認しましたけれども、周囲も既に植林されて山林化しておりますし、周囲と受益者の方の同意も得ておりますので、問題はありません。よろしくご審議の方をお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に5番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（藤崎眞二君） 5番について説明します。栖本町の申請人は、植林し山林とするため、栖本町の畑2,947㎡を転用したいというものです。既に植林されているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いいたします。

33番（宮崎義一君） 33番、宮崎です。5番について説明致します。ここはみかんブームによって、みかん団地を作られておられます。場所は、地図を見ていただきますと、栖本町湯船原の南東に位置し、倉岳に上る道路を1kmか1.5km登ったところでございます。ここは、植林されてかなり経っておりまして、今度の話を聞きますと、森林組合から間伐の対象ということで、調べているうちに農地と知り、申請をされております。しかし、もう団地としての機能は全然ありませんで、同意は貰ってあります。隣接同意書をもらえなかったところに関しては、近隣の住民や区長に聞いても不明でした。他には迷惑は掛からないと思います。よろしくご審議の方をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はございませんか。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。ただいま宮崎委員から詳しいご説明がありましたけれども、質問をしたいと思います。行方が分からないということですが、後からこの植林関係で揉めたり、裁判沙汰になったりすることはなかっでしょうか。そこを詳しくお願い致します。

33番（宮崎義一君） はい、この前、近くに私も行っておりましたが、実際この所有者は、現在は在住しておいでではございません。どなたの了解を得ればいいのかというのを、聞いてまわられたそうですけれども、今の所分からないということでございます。分からないということになりますと、ちょっと同意をとれない状態でございます。それで、そこをどうかして裁判沙汰ということでございますけれども、そこまで私ははっきりしたことは言えませんが、そういうことになるような場所ではないと私は見ております。

20番（原田康盛君） 一応確認しとかんば、いつもそういったことが揉め事になった時に農業委員会が承認したて言われれば、また農業委員会の問題になりますから、そこを確認したかったわけです。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 同意書の補足について事務局、説明をお願いします。

事務局（藤崎眞二君） 今、担当委員さんからも説明がありましたとおりですね、隣接同意書の件につきましては、相続のことがはっきりしないということございまして、どな

たに許可を得ていいのか、同意を貰っていいのか分からないということでございました。それと、同意書につきましてはですね、また、法定の書類というわけではございませんので、この辺のところもご理解いただいて、ご審議の方をお願いしたいと思います。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 今の同意の件でございますけれども、やはりこの申請の人が一生懸命探しても、住所が判らないということでございますので。また同意についてもですね、原田委員がおっしゃったように理解されているように強制するわけにはいきませんので、その点よかかなと思っております。よございますかね。他にございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第4、議第23号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、1番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） お手元の資料の 、 、 をご覧ください。1番について説明します。本渡町の譲受人は貸駐車場とするため、熊本市北区の譲渡人から本渡町の畑194㎡を売買により取得し、転用したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、農地区分は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

9番（鶴田雄士君） 9番、鶴田です。1番について説明致します。これは先ほど事務局から話がありましたように、譲受人が194㎡を譲渡人から購入されて、貸駐車場にしたいということでございます。写真をご覧くださいますと、左側に車が停まっておりますけれども、ここも貸駐車場でございます。場所は、本渡町本渡の山口橋の手前でございます。周囲は住宅地でございます、問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局（吉田直哉君） 2番について説明します。瀬戸町の借受人はパチンコ施設を建設するため、本渡町本戸馬場外の貸渡人10名から本渡町本戸馬場の田7,973.33㎡、畑149㎡、合計8,122.33㎡を賃借により転用したいというものです。この他、農地以外の土地や里道等の法定外公共物を含んだところで事業計画の総面積は9,940.97㎡となります。

主な土地利用計画としましては、鉄筋コンクリート造2階建ての店舗敷地が1,707㎡、209台収容の立体駐車場敷地が1,768㎡、190台収容の露天駐車場及び通路が5,674㎡などとなっております。

都市計画法第29条の規定による開発行為及び建築基準法第6条の規定による建築確認申請についても同時に手続き中であります。また、法定外公共物の占用等についても担当部局へ協議中であります。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第3種農地となっております。以下記載のとおりとなっております基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。2番について説明します。申請人はただいま事務局の説明のとおり、パチンコ店として転用したいということです。場所と現地の状況は、資料 の13、14ページとなっております。本渡町本戸馬場の国道沿いになります。申請地は深田で、遊休地となっております。内容等については事務局が説明しておりましたが、9,940.97㎡を借り受け、パチンコ店としてパチンコ台560台前後設置し、500台収容の駐車場となっております。給水は市水より、生活排水等は公共下水道へ流すそうです。雨水は面積が広いので、雨水が浸透する埋設型の貯水池が図面の西側にあります。図面の下、南側になりますが、大きい河川がありますので、そこへ流されます。周囲は農地がなく特に問題ないかと思えます。なお、本件は本庁案件につき、開発行為建設申請についても同時に協議されます。よろしくご審議お願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はございませんか。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。ただいま担当委員より詳しい説明がありましたけれども、一応確認をしたいと思えます。第3種農地で許可可能な農地でありますけれども、あまりにも反別が8反あまりの一等地の田んぼ潰してパチンコ店経営するのはですね、近隣の農地に影響しやせんだろうか、という考えがあるわけですよ。いわゆる農地を潰していけば、近隣の田んぼも作れんごてなるんじゃないかなるか、て心配になるわけです。この説

明ばしてもらえればと思います。

35番(松原高弘君) 35番、松原です。水田につきましては先ほど申し上げましたように、非常に深田でございます。ここを耕作しておられました方の話によりますと、4、5回重機をお借りして作られたという状態で、非常に耕作困難な場所でございます。周囲には農地はなく、問題はないかと思えます。よろしくお願い致します。

20番(原田康盛君) 今の説明がありましたとおり、周囲ですね、迷惑する農地がないということですが、ぬかるみであって、農地としてあまり適してないかもしれない、てなればですね、農業用として使わんほうがよかつじゃなかるか、と思うわけです。近隣に迷惑する農地がなければですね。

議長(鬼塚猛清君) すこし、松原委員の説明に補足したいと思いますけど、この写真を見ていただくと分かるように狭いところはですね、都市計画事業で開発された所です。そして、周りに水田が、農地がないという松原委員の意見でございますので、周りには関係ないんではなからうかな、と思っております。他に質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は許可相当であることに決定致します。

次に3番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局(寺澤大介君) 3番について説明します。下浦町の借受人は資材置場への通路とするため、亀場町の貸渡人から下浦町の畑1073㎡の内74㎡を賃貸借契約により借り受けし、転用したいというものです。

資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いいたします。

11番(松岡健吾君) 1番、松岡です。さきほどの4条申請の時にも説明しましたけれども、譲受人が経営する石材店の資材置場への通路としたいという案件です。譲渡人が、どこば通ったっちゃよかばな、と言わいたそうですけれども、一応、農地の端の部分を5m位のはですね、転用したいということでございますので、よろしく申し上げます。

議長(鬼塚猛清君) ただいま説明がありました3番について、質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であることに決定致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第 5、議第 24 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より一括説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 議第 24 号について説明します。1 番の有明町の申請人ほか所有権移転の計画が 1 件、利用権の新規設定の計画が 16 件で、総面積は 61,644 m²となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第 4 の 1 の(1)の アに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） ただいま事務局より、1 番から 16 番まで、一括説明がございましたけれども、各担当より補足説明はございませんか。

（補足説明なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました、1 番から 16 番までの件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は計画どおり許可決定致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第 6、議第 25 号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域の許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 議第 25 号について説明します。「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第 3 条の 2 の規定により市長から農業振興地域整備計画の個別見直しに係る農用地区域からの除外等申請に関し審議の依頼がっております。

なお、除外申請につきましては、除外がなされたときに転用許可の可能性、見込みがあるかないかをご審議いただくものです。

今回、除外に関しては、畑のみで総面積 3,651.07 m²、全 4 件の申請となっております。

見取図、配置図、現場写真は の 17 ページから載せておりますので併せてご覧いただきたいと思ひます。

それでは、1 番の案件からご説明いたします。宮地岳町の申請人は宮地岳町の畑 17.07 m²を通路の一部としたいというものです。既に通路の一部として使用されているため始末書が添付されております。農用地区域除外後の立地条件は第 2 種農地で農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より、説明をお願いします。

25 番（川峯正美君） 25 番、川峯です。これは、先月畑から宅地の方に申請があがって許可された所ですけども、2ヶ所の通路がまだ、除外がなかってなかったということで、今回あがってまいりました。周りが申請人の土地でございますので、なんら問題ないと思ひます。既に、事務局から説明がありましたように、通路になっておりますので、始末書が添付されております。よろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みあり、と決定致します。

それでは、2 番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（吉田直哉君） 2 番について説明します。有明町の申請人は有明町の畑 2,090 m²を植林したいというものです。既に植林しているため始末書が添付されております。農用地区域除外後の立地条件は第 2 種農地で農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

10 番（元島正則君） 10 番、元島です。申請地は本年までみかんの収穫をされた所でございます。収穫された後、檜の苗を植え付けられたということで、始末書が添付されております。申請人は高齢で栽培をできないということでございますので、よろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みあり、と決定致します。

それでは3番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局(吉田直哉君) 3番について説明します。三重県四日市市の申請人は天草町の畑385㎡に自家発電のため太陽光発電施設を整備したいというものです。土地利用の計画については、申請地の中央部に基礎コンクリート112㎡を施し、その上に太陽光ソーラーパネルを設置する計画です。残地は砕石を敷き詰め、メンテナンス用の作業スペースや日照の確保スペースとしたいとのことです。資料の21ページの下段に配置図を示しておりますが、日照確保のためにこのような形が一番効率よく日照を確保できる、というようなことでございます。農用地区域除外後の立地条件は第2種農地で農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願い致します。

36番(小堀田幸一君) 36番、小堀田です。3番について説明致します。申請人のお母さんが地元の方に残られておまして、その家の自家発電のために太陽光発電設備を設置したいという申請でした。写真を見ていただきますと判ると思いますが、広い畑という感じがあまりしませんでした。一番下のこの上にですね、もうちょっと大きい畑がありますが、これも本人の農地、畑でございます。色々場所を探した結果、農業に影響はないという場所が、一番下の畑だったということです。周りは自分の土地ですので、なんら支障はないと思います。どうぞご審議のほどよろしく願います。

議長(鬼塚猛清君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みあり、と決定致します。

それでは4番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局(吉田直哉君) 4番について説明します。熊本市の申請人は河浦町の畑1,159㎡を植林したいというものです。周辺が山林化しており本人が市外に居住していることもあり山林として管理したいとのことです。農用地区域除外後の立地条件は第2種農地で農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いいたします。

16番(大塚宏君) 16番、大塚です。資料の23ページを見てもらいますと判りますように、今度申請があったところは、24年の3月に許可を申請したいということでしたけれど、よく調べてみたところが、農用地区域になっとった、ということでこれだけ残っとったわけですね。

ですから、周囲はすべて山林になりますので、これも除外してもらって、一緒に山林にして管理をしたい、ということでした。別に問題はないと思います。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みあり、と決定致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第7、議第26号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域の編入申請についてを議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局（吉田直哉君） 今回農用地区域の編入の申請は1件でございます。1番について説明します。倉岳町の申請人は農地保全のため倉岳町の田1,181㎡を農用地区域へ編入し集落協定対象農地とし中山間地域等直接支払事業を実施したいというものです。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いいたします。

8番（稲田秀敏君） 8番、稲田です。ただいま、事務局から説明ございました、これを補足します。以前からこの地区はですね、中山間地域として一生懸命頑張ってきたんですが、たまたまこの地番、面積1181㎡が一番ですね、端になっとなった関係で、農用地から外れていました。以前から作っていたので、今回編入したいということです。どうぞよろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は異議なし、と決定致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第8、議第27号、天草市農地移動適正化あっせん基準の一部改正について、を議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 議第27号について説明します。説明資料は の資料です。 の資料をご覧くださいと思います。日程第8、議題27号、天草市農地移動適正化あっせん基準の一部改正について、天草市農地移動適正化あっせん基準を別紙のとおり、一部改正するものとする。ということで、別紙の方をご覧くださいと思います。

このあっせん基準の改正でございますが、資料 の1ページから4ページに変更前と変更後の新旧対照表を、6ページから20ページに改正案のあっせん基準全文をお示ししております。全文につきましては資料 をお持ち帰りいただいて、各自ゆっくりご覧いただきたいと思っております。

農地移動適正化あっせん基準についてですが、農業委員会が農地保有の合理化のために行なう権利移動のあっせん事業については、昭和45年1月12日農林事務次官通知の「農地移動適正化あっせん事業実施要領」で定められています。

農地保有の合理化のために行なう権利移動あっせん事業として、本日も議第24号で基盤強化法による所有権移転の案件が1件ございましたが、認定農業者等担い手へ農振農用地区域内の農用地の所有権移転をあっせんする事業が主なものでございます。

この実施要領の中で、農業委員会は農業振興地域整備計画に即して、農用地等の権利を取得させるべき者の要件、その者へのあっせんの順位、順位の定め方などを記した「農地移動適正化あっせん基準」を予め定めて、都道府県知事の認定を受けるものとするとして規定されています。

天草市においては平成19年3月30日に、合併後初めて制定されまして、今回が1回目の改正、2回目の一部改正案の審議となっております。今日の審議結果を踏まえて、熊本県へ認定申請を行う予定でございます。今回の改正の趣旨ですが、今回は2010年の農林業センサスの結果、及び本市の農業経営基盤の強化と促進に関する基本的な構想の改定を受けて、基準面積や規模拡大目標面積等の見直しが必要となったため、あっせん基準を一部改正するものでございます。

簡単に改正案の内容を説明します。1ページから2ページについては条文の比較です。右側が変更前、左側が変更後をお示ししております。変更部分にアンダーラインを引いてありますが、ここでは主に文言の変更ですので説明は省略します。

次に3ページですが、あっせん基準の基準面積及び目標面積の変更前と変更後の比較となっております。

今回の改正案で一番主な部分となりますが、新しい2010年農林業センサスの結果を反映させるため、昨年7月26日開催の第7回総会で農業経営の基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正案をご審議いただいております。その際、ご審議いただいたものの一つがこの別表でございます。この別表こそが認定農業者、認定のための基準となるものでございます。あっせんを受ける資格があるかないかの基準となります。この改正された基本的な構想を反映させるためにあっせん基準で定められた別表を改正する必要があるということです。一度審議いただいておりますので中身の説明は省略します。

後はあっせん基準で定められた様式の中の文言等の変更となっております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました。ご意見や質問等ございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は提案どおり決定致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第9、議第28号、平成24年度くまもと農業バックアップ大作戦の目標及び活動計画について、を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（中村政一君） 平成24年度くまもと農業バックアップ大作戦の目標と作戦計画を別紙のとおり定めるものとする。ということでございますが、ご覧いただく資料は、
になります。

まず、順番は後になりますが、の方が平成23年度の実績で、1ページから14ページになっています。実績につきましては、昨年の5月総会で決定いただきましたバックアップ大作戦の後期3年と平成23年度単年度の計画内容とその実績、県に報告した書類の写しをつけていますが説明は省略いたします。

本日はその実績を踏まえましたうえで、平成24年度の目標と作戦計画をご審議いただきますよう提案いたします。内容につきましては、会長のご挨拶の中にもありましたが、5月23日に作戦チーム各リーダーにお集まりいただきまして協議をいただいております。本日は簡単に事務局から説明を行い、その後各作戦チームリーダーの方に発言をお願いして審議いただくこととしています。

資料の1ページが管内の現状や課題、23年度の実績を踏まえて、各チームの目標を記載しています。

2ページが具体的な活動時期の一覧です。

3ページがチーム編成です。昨年天草農協からの推薦委員で交代された松本委員さん、お亡くなりになられた井上委員さんの所が変更になっています。なお、有明地区の代表委員さんが不在になりましたので、9月までですが代表に山田委員さんを話し合いの結果、決めていただきました。よろしく申し上げます。

4ページが後期3年、23、24、25の後期3年計画の一覧に平成23年度の実績数値を加えたものです。

それでは、各作戦チームリーダーから発言をお願い致します。担い手作戦チームリーダ

一の稲田委員さんからお願い致します。

8番(稲田秀敏君) お聞き苦しい点がありますので、よく聞いておいてください。私は、担い手チームのリーダーを担っています。昨年の5月25日、私たち担い手チーム16名です。協議いたしまして、昨年度の1年間頑張ってきたわけですが、現在、私たち担い手チームとしましては、今年度の農家の高齢化及び農産物価格低迷による経営の縮小等がございます。確かに厳しい条件でございます。また、24年度の目標としまして、認定農家の掘り起こしがですね、12月から1月の2ヶ月間を予定してましたが、23日にですね、リーダーの会合の折に、どうしても認定農家の掘り起こしが2ヶ月間では少ないんじゃないか、ということで、できれば10月から4ヶ月間としたらどうかということも提案させていただきます。

また、新規就農者の確保ということもですね、確かに厳しい状態で、これは各委員さんをお願いするのが一番手っ取り早いんじゃないか、ということですね、各委員が一名ずつというのは無理ですけど、各地域で新規就農者の確保をお願いしたい、ということです。

私たち、各地域で農作業自作のために、組織育成の確保をですね、1組合というか。これは私の地元でございますが、倉岳ですね、認定農家が約8名ほどおる。その中で農家の農作業受託をですね、組織を確保したいと思っています。最後になりますけど、認定農家等の意見交換は、年に1回、通年どおり実施したいと思います。私たち、担い手チームとしましては、確かに厳しい、厳しいですが、その中で天草の農業をリーダーとして引っ張っていかなくてはならないと思います。また今後、各委員さんのご協力なしではできませんので、24年度も一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。議長(鬼塚猛清君) 次に耕作放棄地作戦チーム、お願いします。

18番(倉田喜一君) 耕作放棄地作戦チームのリーダーをやっております、倉田でございます。皆さんもご存知のように、一昨年から農業委員の方、全員の方にご相談いたしまして、一昨年が天草、作年が楠浦を解消したところでございます。農業委員の皆さんには、大変お世話になりました。耕作放棄地が発生します原因が、基盤整備をされていないところとか、基盤整備されましても、水はけがなくなったりすることとか。それと、親父とお袋がやっとなって亡くなり、息子さんは遊ばせる、そういうところが点々とありまして、もう既に木が大きく、木というか雑木が大きくなる場所があります。この解消っていうのがなかなか、皆さんご存知のように大変でございます。農業委員の方1人1人が、聞き取りとか、指導なりしていただきまして、少しでも耕作放棄地が出ないようなことをお願いしたいと思います。2011年の調査では、1,986haの耕作放棄地が天草であるそうですが、これをなるべく少なくするように、私たち努力していかなくてはならないかと、

思います。それと10月になりますと、農地一斉パトロール、これは毎年行っていることでございますけれども、これを本年度も行います。耕作放棄地は1年を通しまして、常に心がけていただけないことかと思えます。23年度の耕作放棄地の結果につきましては、事務局より後で説明があるかと思えます。今年の耕作放棄地の解消に向けて、農業委員会方、全力で立ち向かってもらいたいと思えます。以上で、耕作放棄地作戦チームを終わります。

議長（鬼塚猛清君） ありがとうございます。次に農業振興作戦チーム、お願い致します。

14番（山本友保君） 14番、山本です。農業振興作戦チームの山本でございます。委員の皆様方には、非常に協力していただきまして、おかげさまで、年々、順調に進んできているように思われます。まず、管内の現状でございますけれども、農家の安定した老後のため、特に認定農家を中心とした加入推進を図る必要がございます。これが農業者年金でございますけれども、そこで新たに目標でございますけれども、新規加入者を8名全体の力で作っていただきたいということでございます。それから、農地の有効利用、耕作放棄地解消を図るため、さまざまな形で活動を行うということで、お蔭様で、農業委員会だよりでは第10号を発行しています。こちらの方も年に2回、今回は特に10月と3月に予定をしております。それから、認定農家などを中心にでございますけど、全国農業新聞の普及拡大をお願いしているということでございます。現在の認定農家数に対する、全国農業新聞の普及率が27%でございますけれども、この普及率を皆さんの力で40%まで持っていきたいと、大変厳しい数字ではございますけれども、丁度考えて見ますと、認定農業者は亀川にはございません。私も、こうやって宣言したからには、どこかにお願いしなくてはいけないということで、認定農業者じゃないところに、兄弟、親戚等をお願いをして、とっていただいています。そういうことで、大変ではございますけれども、皆さん方のお力で、ぜひ達成していきたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただいま、それぞれのチームの活動目標と、計画の説明がございましたけれども、みなさんから何かご意見や要望等はございませんか。

3番（川崎眞志男君） 結果はどうなったんですか。

議長（鬼塚猛清君） 結果として、事務局、説明をお願い致します。

事務局（中村政一君） 簡単に23年度の実績の説明をした方がよろしかったでしょうか。

の資料をご覧くださいと思います。の1ページ目がですね、昨年5月の総会で決定をいただきました、年度別の目標の数値でございます。後期3年を定めている部分です。担い手作戦チームの認定農家の掘り起こしの、平成23年度後期は30人を目標にして

います。30人を3年間でするためには、毎年度10人ずつは掘り起こしていかなければいけない。そういった捉え方からまで定めている、というようなことでございます。次のページ、2ページをご覧いただきたいを思います。平成23年はこういったチーム編成で行うということで、決めていただいたんです。3ページがですね、本日の目標と作戦計画という風にして、審議いただいております24年度計画ですが、これは23年度の作戦と計画でございます。同じような文言ではございますが、そういったことで、決めていただきました。4ページはですね、同じような形で、作戦計画の実施時期等をですね、分かりやすいように棒グラフみたいな形で、決めていただいたものでございます。5ページは10月の総会あたりでご提案をして、最終的には4月の半ばごろまでの間に、各委員さんの方から提出をいただきました活動記録簿の集計表を、年度合計の数字だけを記載しております。これにつきましては、提出いただいた内容についてですね、私の方で見させていただいて、活動形態の合計と活動区分の合計が違っているような場合はですね、整合性がとれるように、一部修正を加えておりますので、委員さんから提出していただいた数字と、少しずれていると思います。減らすことはしませんでしたので、若干増えていると思います。活動の捉え方については、各委員さん方それぞれが、少し差があった。あるとは思いますが、一応報告いただいた数字を記載しております。6ページも一緒でございます。そして、7ページですね。これは農業委員として、この担い手関係、耕作放棄地関係、農業振興関係で定めた目標に対して、全体としてどういった結果が出たのか、それが地区別で考えたらどういったことなのかということで、まとめた表になります。認定農家の掘り起こしについては、目標は支所管轄区域で1経営体、合計10経営体を掘り起こすということだったんですが、結果として残念なことに、掘り起こしをすることができなかったと。新規就農者は、1人は確保できて、場所は地区としては五和町だったと。集落営農組織についても本渡、有明で3組織ですね。意見交換会は、例年のことですので、実施をしております。耕作放棄地の解消活動につきましては、本日議題にもあがっておりました、河浦町の羊角湾団地の耕作放棄地をですね、池田委員さん、あるいは河浦町の委員さんを中心になって活動していただいたお陰でですね、合計は33haくらいですかね。河浦町だけでいえば、29haぐらいが解消されて、本渡、牛深、有明、新和、五和の方からあがってきた数字とあわせて、33ha、目標を大きく上回った数字が実績としてあがっております。農地情報提供制度の活用ということは、委員さん方が、もしかしたら、実際は行ったことだったかもしれないです。たとえば耕作放棄地で、自分が作れないので他の人に貸してもいいよ、という情報を農業委員会で登録する制度があります。その制度を利用して登録をする。あるいは、その制度のデータを活用して、貸し借りの斡旋を行う。そういったことですが、結果

として、委員さん方からはあがってまいりませんでしたので、数字は0になっております。農地一斉パトロールについてはですね、例年通りずっと行っていただいております。本年からは農地利用状況調査ということに位置づけて、あわせて行いました。農業振興の方が、農業者年金の新規加入者数ということで、実績で1、有明町の方からあがってきております。農業委員会だよりは、年2回目標ということになります。全国農業新聞の普及率については先ほど、農業委員さんの方からも詳しい説明はございました。認定農業者に対する普及率は40%にしようということでございます。全体の、現在の購読者数は434部ございますが、認定農業者の数が、415で認定農業者の方で全国農業新聞を購読していらっしゃる方が合計112ということですね。地区別の認定農業者の数と、地区別の購読者の数を右側の方に表現をしております。次の8ページがですね、個人の方から実績としてあがってきた数字の内訳になります。7ページの表は地区別にしか集計しておりませんが、この8ページの表と9ページの部分は個人の農業委員さんとしてどれだけの実績を報告いただいたか、っていうのを数字としてあげています。9ページの場合でいいますと、新規就農者の方のところでは五和の方から1名あがってきていましたが、その五和の1名っていうのが五和の手野にお住まいの方を、4番の坂上委員さんが積極的に勧誘されて新規就農を確保されました。そして営農組合については、鶴田委員さんと浦上委員さんが関与をして、3つの組織の育成確保をされているという風な表になります。耕作放棄地解消活動につきましてはですね、土地の筆別、筆別じゃない所もありますけど、1番から33番までの土地についてですね、耕作放棄地の解消に積極的に関わった委員さんの名前と、面積をですね詳細に記載をしております。農業者年金の新規加入者のところで、先ほど実績を1名ということでご報告させていただきましたが、有明町の方です。3月末の時点では検討中ということだったので、実績の方には2番の方だけをあげさせていただいております。検討中だった方ですね、喜ばしいことに平成24年度に加入を果たされたそうです。農業委員さんが関与されなかったケースでも、新和町の方が1名、新規加入をされてる、という風な情報もありました。全国農業新聞の購読者の獲得につきましては、5人の委員さんが5部の新規購読をされたということでございます。10ページはですね、農業委員会の方がバックアップ大作戦とかあるいは研修会等ですね、参加のご案内をした委員さんの出欠の状況をとか×で表した表になります。11ページは、取り組みの実績を数字ではなく文言で表した表になります。12ページと13ページ、14ページはですね、昨年楠浦町の方で実施しました、耕作放棄地解消活動。ひまわりのことですが、それをある程度報告でまとめた形で県の方に提出していると、その書類でございます。以上で簡単ですけど、23年度の実績の報告とさせていただきます。

議長（鬼塚猛清君） 他にございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） それでは本件につきましては、議案どおり可決、決定致します。目標達成に向けて皆さん方の積極的なご協力をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第 10、報告事項について、事務局より各種の届けがあったものについて報告をお願いいたします。

事務局（藤崎眞二君） 報告事項についてでございますが、農地利用形状変更届、それと許可不要転用届の第 4 条関係、並びに、第 5 条関係についての報告事項は今回ありませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 24 年天草市農業委員会第 5 回総会を閉会致します。

午後 3 時 50 分 閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鬼塚猛清

署名委員 池田裕之

署名委員 宮崎義一